

新潟県条例第2号

新潟県市町村立学校職員定数条例及び新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第1条 新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第2条 職員の定数は、 <u>9,960人</u> とする。	第2条 職員の定数は、 <u>14,700人</u> とする。

(新潟県地方警察職員定員条例の一部改正)

第2条 新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の定員)	(職員の定員)
第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。
警 察 官 <u>4,141人</u>	警 察 官 <u>4,122人</u>
警察官以外の職員 638人	警察官以外の職員 638人
合 計 <u>4,779人</u>	合 計 <u>4,760人</u>
2 前項の警察官の定員のうち、警視については <u>133人</u> 、警部については <u>285人</u> 、警部補(巡査部長を含む。)については <u>2,443人</u> とする。	2 前項の警察官の定員のうち、警視については <u>132人</u> 、警部については <u>284人</u> 、警部補(巡査部長を含む。)については <u>2,432人</u> とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。